

神戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第18号

神戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

神戸市建築基準法施行細則（昭和37年4月規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（許可申請書に添付する図書又は書面）</p> <p>第3条 施行規則第10条の4第1項及び第4項に規定する規則で定める図書又は書面は、次に掲げるもの（法第43条第2項第2号、法第85条第3項、<u>第6項</u>若しくは<u>第7項</u>又は法第87条の3第3項、<u>第6項</u>若しくは<u>第7項</u>の規定による許可の申請にあつては、第3号に掲げる図書を除く。）とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p>	<p>（許可申請書に添付する図書又は書面）</p> <p>第3条 施行規則第10条の4第1項及び第4項に規定する規則で定める図書又は書面は、次に掲げるもの（法第43条第2項第2号、法第85条第3項、<u>第5項</u>若しくは<u>第6項</u>又は法第87条の3第3項、<u>第5項</u>若しくは<u>第6項</u>の規定による許可の申請にあつては、第3号に掲げる図書を除く。）とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p>

(角敷地等)

第11条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当する敷地（第11号にあつては、法第53条第3項第1号に該当するため同項の規定の適用を受けるものを除く。）とする。

(1)～(8) [略]

(9) 公園、広場、川、海、軌道敷地等（都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画に基づく地区施設（以下この条において「地区施設」という。）を除く。）に接する敷地で、前各号に掲げる敷地に準ずるもの

(10)、(11) [略]

2 [略]

(角敷地等)

第11条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当する敷地（第11号にあつては、法第53条第3項第1号に該当するため同項の規定の適用を受けるものを除く。）とする。

(1)～(8) [略]

(9) 公園、広場、川、海、軌道敷地等（都市計画法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画に基づく地区施設（以下この条において「地区施設」という。）を除く。）に接する敷地で、前各号に掲げる敷地に準ずるもの

(10)、(11) [略]

2 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。